

県有 PC 端末借受申請書

令和 年 月 日

静岡県立 学校長 様

県有 PC 端末を利用したいので、次のとおり保護者連署をもって申請します。
なお、利用にあたっては、裏面の貸付条件を遵守します。

申請者 (利用者)	住 所 学年・組 氏 名 借受期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 使用場所
親権者又は 未成年後見人	住 所 氏 名 電話番号 () 申請者との関係 ()

※お預かりした個人情報は、その目的を達成するためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

(裏面)

貸付条件

- 1 利用者は、その貸付けを受けた時から貸付物品について保管管理などの義務を負うものとする。
- 2 貸付物品の利用にあたっては、利用者は次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸付物品を、他者に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸付物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3) 貸付物品を、学習活動以外に使用すること。
 - (4) 貸付物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
- 3 利用者は、校長から貸付物品の管理運営にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
- 4 県有 PC 端末の充電に係る経費は、利用者の負担とする。
- 5 利用者は、貸付物品を亡失したとき又は貸付物品が損傷したときは、直ちに校長に申し出なければならない。
- 6 利用者の故意又は重大な過失により貸付物品を亡失したり損傷を及ぼしたりした場合には、修繕費等の原状に復旧する費用は、利用者の負担とする。
- 7 利用者は、貸付物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により第三者に損害が生じた場合には、利用者はその損害を賠償する責任を負う。
- 8 学校は、学校が意図しない貸付物品の利用により利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
- 9 利用者が休学又は留学等により長期に登校しないこととなった場合は、貸付けを中止する場合がある。この場合において、利用者は校長が別途定める日までに貸付物品を返却しなければならない。
- 10 利用者は、申請した借受期間内に、貸付物品を返却しなければならない。
- 11 貸付期間中であっても、学校の管理運営において特別な事情が生じたときは、貸付けを中止することがある。
- 12 利用者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
- 13 利用者の親権者又は未成年後見人は、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証することとする。
- 14 その他、県有 PC 端末の利用に際しては、学校の指示に従うものとする。